

定期報告は4種類です

特定建築物の 定期調査報告

敷地，地盤，屋根，外壁，落下物の危険性，防火区画，避難施設の状況等を調査し，報告します

防火設備の 定期検査報告

随時閉鎖式の防火設備等が適切に維持保全され確実に機能するかを検査し，報告します

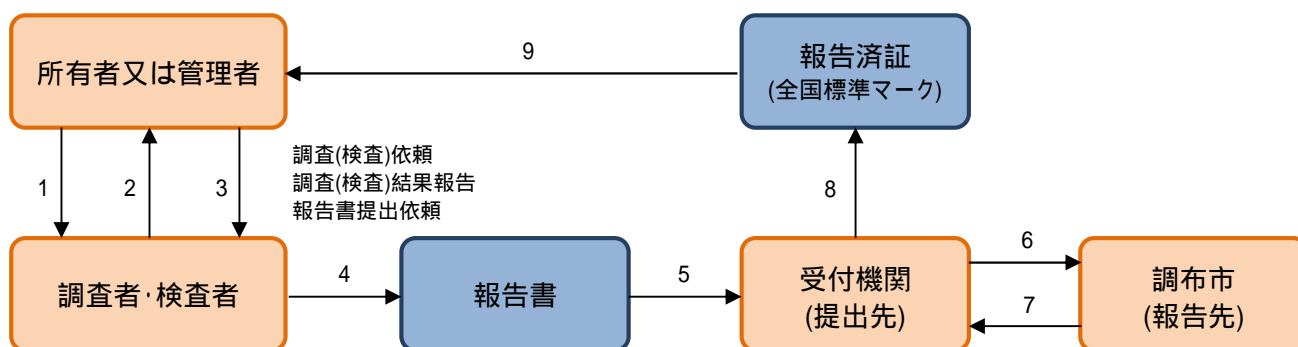
建築設備の 定期検査報告

換気，排煙，非常照明，給水タンク等の設備が適切に維持保全され確実に機能するかを検査し，報告します

昇降機等の 定期検査報告

エレベーター，エスカレーター，遊戯施設等が適切に維持保全され安全に利用できるかを検査し，報告します

定期報告のフロー



- 1 所有者と管理者が異なる場合は，管理者が報告者となります
- 2 調査(検査)資格者とは，1・2級建築士，建築基準適合判定資格者又は国土交通大臣が定める資格(特定建築物調査員・防火設備検査員・建築設備検査員・昇降機等検査員)を有する方です
- 3 報告済証が発行されていても，改善が必要な建築物もあります

報告書の提出先 / 報告済証に関するお問い合わせ

調布市が業務を委託している下記の受付機関へお願いします

特定建築物の 定期調査報告

財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター TEL 03-5466-2001
<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>
 〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル

防火設備の 定期検査報告

財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター TEL 03-5466-4031
<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>
 〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル

建築設備の 定期検査報告

財団法人 日本建築設備・昇降機センター TEL 03-3591-2421
<http://www.beec.or.jp/>
 〒105-0001 港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル2F

昇降機等の 定期検査報告

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 TEL 03-6304-2224
<http://www.tsak.jp/>
 〒151-0053 渋谷区代々木1-35-2 代々木クリスタルビル2階

定期報告対象一覧

	用途	規模 又は 階 (いずれかに該当するもの)	報告時期
特 定 建 築 物	劇場、映画館又は演芸場	・地階若しくはF 3階 ・A 200㎡ ・主階が1階にないものでA > 100㎡	毎年11月1日から 翌年の1月31日まで (毎年報告)
	観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂又は集会場	・地階若しくはF 3階 ・A 200㎡ (平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
	旅館又はホテル	A > 2000㎡かつF 3階	
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	A > 3000㎡かつF 3階	
	この表に掲げる用途のいずれかを有する地下街	A > 1500㎡	
特 定 建 築 物	児童福祉施設等(注4に掲げるものを除く)	・F 3階 ・A > 300㎡ (平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	令和元年5月1日から 10月31日まで (3年毎の報告)
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)又は児童福祉施設等(注4に掲げるものに限る)	・地階若しくはF 3階 ・A 300㎡ (平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	
	旅館又はホテル(に掲げるものを除く)	A > 2000㎡又はF 3階	
	学校、学校に付属する体育館	A 2000㎡又はF 3階	
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に付属するものを除く)	A > 1000㎡かつF 5階	
	下宿、共同住宅又は寄宿舍とこの表に掲げられている用途(事務所その他これに類するものを除く)の複合建築物		
特 定 建 築 物	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(に掲げるものを除く)	・A 500㎡ ・地階若しくはF 3階	令和2年5月1日から 10月31日まで (3年毎の報告)
	展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	A > 500㎡又はF 3階	
	この表に掲げられている用途(共同住宅等の複合用途及び事務所等を除く)の複合建築物	A > 1000㎡かつF 3階 (5階建て以上の建築物で延べ面積が2000㎡を超えるものに限る)	
	事務所その他これに類するもの		
特 定 建 築 物	下宿、共同住宅、寄宿舍(注4に掲げるものを除く)	A > 1000㎡かつF 5階	令和3年5月1日から 10月31日まで (3年毎の報告)
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舍(注4に掲げるものに限る)	・A 300㎡(2階部分) ・地階若しくはF 3階	
防 火 設 備	随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)	・上記特定建築物に設けるもの ・以下の用途A 200㎡の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注4)	毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで)
建 築 設 備	換気設備(自然換気設備を除く)	上記特定建築物に設けるもの	毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで)
	排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの)		
	非常用照明設備		
	給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)		
昇 降 機 等	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)		6ヶ月毎の報告
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		
	遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む)		

- 注
- F 3階、F 5階、地階若しくはF 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
 - A は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
 - 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
 - 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る)をいいます。
 - 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
 - 一戸建て、共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除きます。
 - 新築の建築物で検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期の報告が免除されます。
 - 防火設備の報告時期については、施行から3年間(平成28~30年度)は経過措置が設けられます。